



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 24 日 (金)
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (2) (給与課) 2
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (3) (〃) 3
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 4
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 5

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の返納) 第7条 略</p> <p>(扶養手当の支給) <u>第7条の2 給与条例第8条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である職員とする。</u></p> <p><u>第7条の3 給与条例第8条第3項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> <u>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u> <u>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</u></p> <p>第8条 略</p>	<p>(給料の返納) 第7条 略</p> <p>(扶養手当の支給) 第8条 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 3 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研究職給料表)</p> <p>第 3 条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、<u>主席</u> <u>研究員、専門研究員</u>及び研究員</p> <p>(11)・(12) 略</p>	<p>(研究職給料表)</p> <p>第 3 条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、<u>所長</u> <u>補佐、上席研究員、科長、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(11)・(12) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年 3 月 27 日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第4号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表の適用については、<u>前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（3項職員にあつては、9年）を超える場合に限り、その超える期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。</u></p>	<p>第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表の適用については、初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第5号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第5 研究職給料表級別職務分類表（第2条関係）						別表第5 研究職給料表級別職務分類表（第2条関係）							
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
略						略							
警察本部	研究員	専門研究員	次席 主席研究員	所長 管理官			警察本部	研究員	科長 主任研究員	次席 所長補佐 上席研究員	所長 管理官		
備考 略						備考 略							

附 則

この規則は、平成29年3月27日から施行する。